

景観形成事業推進費（調査分・二次）平成19年度調査概要

調 査 名 等	調 査 概 要
都市公園事業等を活用した歴史的資産及び歴史的環境の保全・整備による良好な景観形成方策検討調査	<p>歴史的・文化的資産を保全・整備し、良好な歴史的景観を形成することは、歴史や文化等を活かした国土づくりの推進を行う上で重要かつ不可欠であるとともに、地域の魅力向上にも寄与するものである。</p> <p>しかしながら、特に都市部においては、城跡や古墳、歴史的建造物等の歴史的・文化的に重要な資産が急速に失われつつある他、そうした貴重な資産の周囲において開発等が進んだ結果、周囲の自然的環境の喪失や不調和な建築物の建築などにより歴史的環境が損なわれる事例や、良好な歴史的景観形成という視点からこれらの資産が活用されていない事例が多数みられる。そのため、残された歴史的・文化的資産等整備、保全が緊急の課題となっている。</p> <p>こうした現状をふまえ、平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）や、平成19年6月に開催された社会資本整備審議会の公園緑地小委員会等において、歴史的資産及び歴史的環境の保全・活用・整備の重要性が示されたことから、その推進方策を検討する必要がある。</p> <p>このため、本調査では、平城宮跡、藤原宮跡、飛鳥京関連史跡等を含む地域、吉野ヶ里遺跡を含む地域、首里城関連史跡を含む地域の3カ所の国営公園を中心とした地区をモデルとして、都市公園事業等の手法により、核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全、活用手法を検討するとともに、周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による、良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策を検討し、歴史的資産や歴史的環境の保全・整備、地域の魅力向上に資する周辺地域の良好な景観形成に関する指針等の検討を行うことで、都市公園事業等の活用による歴史、文化等を活かした魅力ある景観による国土づくりの推進を図るものである。</p>
[配分額] 88,378千円 [担当府省] 国土交通省	
【問合せ先】国土交通省都市・地域整備局 公園緑地課 tel. 03-5253-8111（内線：32943）	